

別表

公職の候補者等が納付しようとする費用額の内訳

施設の名称	使用時間の区分等	会場	控室	照明費	拡声装置費用	演台	合計
栃木県総合文化センター メインホール	午前9時から 正 午まで	32,400円 (40,600円)	楽屋 760円	ボーダーライト 2列 1列 1,210円×2 計2,420円 第1シーリングスポットライト 1列 1列 2,740円 計2,740円	拡声装置1式 4,080円 ダイナミックマイク2本 1本1,090円×2 計2,180円	演台1式 700円 司会者台1式 260円	45,540円 (53,740円)
	午後1時から 午後5時まで	60,500円 (75,700円)	楽屋 970円				73,850円 (89,050円)
	午後 6時から 午後10時まで	82,100円 (102,000円)	楽屋 1,310円				95,790円 (115,690円)
栃木県総合文化センター サブホール	午前9時から 正 午まで	12,400円 (15,400円)	楽屋 760円	ボーダーライト 1式 1列 1,210円 計1,210円 第5シーリングライト 1列 1列 2,200円 計2,200円	拡声装置1式 3,300円 ダイナミックマイク2本 1本1,090円×2 計2,180円	演台1式 650円 司会者台1式 260円	22,960円 (25,960円)
	午後1時から 午後5時まで	23,200円 (29,100円)	楽屋 970円				33,970円 (39,870円)
	午後 6時から 午後10時まで	31,400円 (39,300円)	楽屋 1,310円				42,510円 (50,410円)

付記 括弧書は、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日の額である。